

○都農町住宅リフォーム奨励金交付要綱

令和5年3月31日要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の住宅のリフォームを行う者に対して奨励金を交付することにより、町民が安心して住み続けられる住まいづくりに資するとともに、空き家の利活用の促進と町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内業者 町内に事務所を置く法人又は個人
- (2) 住宅 町内に建築される、又は建築されている居住の用に供する部分(以下「居住部分」という。)を有する建物(居住部分と非居住部分がつながっている建物の場合は、その内の居住部分のみとする。)
- (3) リフォーム 自己の所有する住宅又は自己の居住する若しくは居住する予定の住宅(賃貸専用の集合住宅を除く。)に対して別表に掲げる工事を行うことをいう。
- (4) 空き家 個人が自己の居住を目的として建築した建物のうち、人が現に居住していない建物、又は居住しなくなる予定の建物で居住が可能な建物をいう。
- (5) 町税等 市区町村税、介護保険料、保育料、公営住宅家賃及び水道料をいう。
- (6) 空き家バンク 都農町空き家バンク要綱(平成26年都農町要綱第18号)に定められている空き家バンクシステムをいう。
- (7) 町内居住者 本町に住民登録しており、町内の住宅に居住する者をいう。
- (8) 都農町住宅リフォーム奨励事業 都農町住宅リフォーム奨励金交付要綱に基づき、リフォームを行う事業をいう。

(奨励金交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町内居住者又はリフォーム工事後に町内居住者となる者。ただし、リフォーム工事後に町内居住者となる者については、奨励金の交付申請時までに住民登録がされていれば対象とする。
- (2) 申請者のうち次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 自己の居住する又は居住予定の住宅をリフォームする者
 - イ 賃貸目的でリフォームを行う空き家バンクに登録している空き家の所有者

(3) 町内居住者又はリフォーム工事後に町内居住者となる者のうち、自治会に加入し、自治会等の地域活動に参加する者であること。ただし、リフォーム工事後に町内居住者となる者については、奨励金の交付申請時までには加入していれば対象とする。

(4) 町税等を滞納していないこと。

2 都農町住宅リフォーム奨励事業を利用しようとする者(以下「届出者」という。)は、当該リフォーム工事の着工前までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、特別な理由により町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 都農町住宅リフォーム奨励事業利用届出書(様式第1号)

(2) 工事見積書の写し

(3) 同一世帯員の町税の滞納がないことを確認できる書類

(4) 自治会加入確認書(様式第2号)(町内居住者の場合)

(5) 当該住宅の売買又は賃貸借契約書の写し(該当する場合)

(6) 所有者承諾書(様式第3号)(該当する場合)

(7) 相続人代表者同意書(様式第4号)(該当する場合)

3 町長は、前項の届出書を受理したときは、内容を審査し可否を決定して届出者に都農町住宅リフォーム奨励事業利用決定通知書(様式第5号)にて通知するものとする。

(奨励金対象経費)

第4条 奨励金対象経費は、町内業者が行った30万円以上の住宅リフォーム工事に要する費用とする。

2 奨励金の交付は、当該住宅について1回とする。

(奨励金)

第5条 交付額はリフォームの対象経費に10分の1を乗じて算出し、30万円を上限とする。ただし、空き家バンクを通じて空き家を購入、または賃貸借する者については50万円を上限とする。

2 前項の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該事業の代金を支払った後に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 都農町住宅リフォーム奨励金交付申請書(様式第6号)

(2) 住民票の写し

(3) 工事内訳書(明細書)の写し

- (4) 工事契約書(見積書)の写し
- (5) 工事金額の支払領収書の写し
- (6) 自治会加入確認書(様式第2号)(リフォーム工事後に自治会に加入した場合)
- (7) 工事前及び工事完了後を明らかにする写真(前後を対比できる写真)
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、第3条第3項に掲げる規定により都農町住宅リフォーム奨励事業利用決定通知書を受けた後において、工事金額の変更が生じた場合は都農町住宅リフォーム奨励金交付申請書において変更しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し、当該奨励金をそれぞれ交付するものとする。

- (1) 第3条各項に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 申請に偽りその他の不正があった場合
- (3) 申請者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者と認められた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金を交付することが適当でないと認める場合

2 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、可否を決定して当該申請者に都農町住宅リフォーム奨励金交付決定通知書(様式第7号)にて通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 町長は、前条の規定による奨励金の交付決定後、都農町住宅リフォーム奨励金交付請求書(様式第8号)による奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)の請求に基づき、奨励金を交付するものとする。

(調査)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、その実情を調査することができる。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還等)

第10条 町長は、交付決定者が奨励金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又は奨励金の交付を行うことが不相当と認めるときは、当該奨励金の交付決定を取消し、又は既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとし、交付決定の取消し及び奨励金の返還等に関する事項については、都農町補助金等交付規

程(昭和38年都農町規程第11号)を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

4 令和5年3月31日までに交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

改修等工事の区分
増・改築工事
外装工事
内装工事
給排水設備改修工事
建具・サッシ工事
電気設備改修工事
防音工事
省エネ改修工事
バリアフリー化工事
上記工事を行うために作業の性質上必然的に要する経費

様式第1号（第3条関係）

都農町住宅リフォーム奨励事業利用届出書

年 月 日

都農町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
(携帯電話) _____

都農町住宅リフォーム奨励金交付要綱第3条第2項の規定に基づき、建築基準法等の関係法令を遵守し一切の不正をしないことを確約し、次のとおり奨励事業の利用を届け出ます。

記

- 1 工事予定住宅 所在地 都農町大字川北
所有者氏名 _____
所有者住所 _____
- 2 工事予定金額 _____ 円 (税込)
- 3 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日
- 4 他公的助成金等の有無
なし あり ()
- 5 工事区分 増・改築工事
外装工事 内装工事 給排水設備改修工事
建具・サッシ工事 電気設備改修工事
防音工事 省エネ改修工事 バリアフリー化工事
その他 ()
- 6 工事内容計画 別紙記載
- 7 添付書類 工事見積書の写し (補助対象工事すべての見積書)
 同一世帯員の町税の滞納がないことを確認できる書類
 工事を行う住宅等の現状及び工事予定箇所写真
(工事箇所の前後の比較に利用できる写真)
 自治会加入確認書 (様式第2号) (町内居住者の場合)
 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (該当する場合)
 所有者同意書 (該当する場合)
 相続人代表者同意書 (該当する場合)

記載例

都農町住宅リフォーム奨励事業利用届出書

年 月 日

都農町長 様

申請者 住所 _____ 押印の必要はあ
 氏名 _____ りません
 電話番号 _____
 (携帯電話) _____

都農町住宅リフォーム奨励金交付住宅の登記上の所有者のお名前等
 準法等の関係法令を遵守し一切の事業の利用を届け出ます。
 を記入してください。申請者と異なる場合はお問い合わせください

他に補助金を受ける場合は「あり」にチェックを入れて、補助事業の内容をご記入ください

所在地 都農町大字川北

所有者氏名 _____

所有者住所 _____

円 (税込)

3 工事予定期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日

4 他公的助成金等の有無
 なし あり ()

5 工事区分 増・改築工事
 外装工事 内装工事 給排水設備改修工事
 建具・サッシ工事 電気設備改修工事
 防音工事 省エネ改修工事 バリアフリー化工事
 その他 ()

6 工事内容計画 別紙 あてはまるものにすべてチェックを入れてください

完納証明書を提出してください

書類 工事見積書の写し (補助対象工事すべての見積書)
 同一世帯員の町税の滞納がないことを確認できる書類

工事を行う住宅等の現状及び工事予定箇所写真 (工事箇所の前後の比較に利用できる写真)

確認後に返却します

自治会加入確認書 (様式第2号) (町内居住者の場合)
 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (該当する場合)
 所有者同意書 (該当する場合)
 相続人代表者同意書 (該当する場合)

様式第2号（第3条関係）

自治会加入確認書

年 月 日

都農町長 様

自治会名 _____

自治会長名 _____

下記の者が当自治会に加入していることを確認しました。

記

加入者氏名	_____
加入者住所	_____ 都農町大字川北 _____ 番地
申請者との関係	_____ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第3号（第3条関係）

所有者同意書

年 月 日

都農町長 様

所有者 住 所 _____

氏 名 _____

私の所有する下記の住宅について、下記の届出者が都農町住宅リフォーム奨励事業を利用することに同意します。

記

届出者	住所	
	氏名	
対象住宅所在地	都農町大字川北 番地	

様式第4号（第3条関係）

相続人代表者同意書

年 月 日

都農町長 様

相続人代表者 住 所 _____

氏 名 _____

私の親族が所有者である住宅（以下「住宅」という）について、届出者が都農町住宅リフォーム奨励事業（以下「事業」という）を利用することに所有者の相続人代表者として下記のとおり同意します。

記

届出者	住所	
	氏名	
対象住宅所在地	都農町大字川北	番地

- 1 届出者が事業を利用した住宅のリフォームを行うこと。
- 2 届出者が事業を利用した都農町住宅リフォーム奨励金を受領すること。
- 3 他の相続人等による異議申し立て及び紛議が生じた場合、相続人代表者の責任において解決すること。

様式第6号（第6条関係）

都農町住宅リフォーム奨励金交付申請書

年 月 日

都農町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

都農町住宅リフォーム奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり奨励金の交付を申請します。

記

- 1 奨励金申請額 _____ 円
- 2 実施住宅 所在地 都農町大字川北
所有者氏名 _____
所有者住所 _____
- 3 工事金額 利用決定額 _____ 円（税込）
確定額 _____ 円（税込）
（うち補助対象金額 _____ 円）
- 4 工事実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日

【添付書類】

- 住民票の写し
- 工事内訳書（明細書）の写し
- 工事契約書（見積書）の写し
- 工事金額の支払領収書の写し
- 自治会加入確認書（様式第2号）（リフォーム工事後に自治会に加入した場合）
- 工事前及び工事完了後を明らかにする写真（前後を対比できる写真）
- その他町長が必要と認める書類

記載例

様式第6号（第6条関係）

リフォーム工事完了後
に提出

都農町住宅リフォーム奨励金交付申請書

年 月 日

都農町長 様

申請者

記入箇所

申請者 住 所 都農町大字川北△△-△
氏 名 都農 町太郎
電話番号 ※日中連絡が取れる番号

都農町住宅リフォーム奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり奨励金の交付を申請します。

記

1 奨励金申請額

円

2 実施住宅

所 在 地 都農町大字川北△△-△
所有者氏名 都農 町子
所有者住所 都農町大字川北☆☆-☆

3 工事金額

利用決定額 円（税込）
確 定 額 円（税込）
（うち補助対象金額 円）

4 工事実施期間

年 月 日から 年 月 日

【添付書類】

※利用決定通知書の日付より後の日付を記入

- 住民票の写し
- 工事内訳書（明細書）の写し
- 工事契約書（見積書）の写し
- 工事金額の支払領収書の写し
- 自治会加入確認書（様式第2号）（リフォーム工事後に自治会に加入した場合）
- 工事前及び工事完了後を明らかにする写真（前後を対比できる写真）
- その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

都農町長 様

住所 _____

氏名 _____ 印

都農町住宅リフォーム奨励金交付請求書

都農町住宅リフォーム奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり奨励金を請求します。

記

- 1 交付決定年月日 _____ 年 月 日
- 2 交付決定番号 _____ 第 _____ 号
- 3 奨励金交付決定額 _____ 円
- 4 振込指定口座

金融機関名	
支店等名	
口座番号（右詰め）	_____
（フリガナ） 口座名義人	（ _____ ）

※口座名義人は申請者に限ります。

記載例

様式第8号（第8条関係）

リフォーム工事完了後
に提出

年 月 日

都農町長 様

申請者
記入箇所

住所 _____

氏名 _____

都農

都農町住宅リフォーム奨励金交付請求書

都農町住宅リフォーム奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり奨励金を請求します。

記

- 1 交付決定年月日 _____ 年 月 日
- 2 交付決定番号 _____ 第 _____ 号
- 3 奨励金交付決定額 _____ 円
- 4 振込指定口座

金融機関名	
支店等名	
口座番号（右詰め）	_____ _____ _____ _____ _____ _____
（フリガナ） 口座名義人	（ _____ ）

※口座名義人は申請者に限ります。